

## 育児休業手当金及び介護休業手当金 給付日額上限額が変わりました

短期給付係  
(082) 513-4957

雇用保険法に定める賃金日額が変更されたことに伴い、地方公務員等共済組合法第70条の2及び第70条の3に規定する育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額の上限相当額が変更されました。

### 1 変更内容（給付日額の上限額）

#### (1) 育児休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 50%適用の場合	10,240 円	→ 10,356 円
給付率 67%適用の場合 ※育児休業開始から 180 日以内	13,722 円	→ 13,878 円

#### (2) 介護休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 67%適用	15,102 円	→ 15,266 円

### 2 適用時期

令和4年8月1日以降の期間について支給される育児休業手当金及び介護休業手当金に適用



## 活用しましょう！ジェネリック医薬品

短期給付係  
(082) 513-4957

ジェネリック医薬品は、特許が切れた薬（先発医薬品）と**同じ主成分で作られた低価格な薬**です。ジェネリック医薬品を希望する場合、病院（あるいは保険薬局）で医師（薬剤師）にその旨をお伝えください。

### ジェネリック医薬品の特徴は

#### 1 同じ主成分、同じ効き目で安い薬です

国が厳正な審査を行い、新薬（先発医薬品）と効果が同じと認められた薬です。

#### 2 医療費にも家計にもやさしい薬です

特許切れの新薬を元に作られ、開発コストが少ない分、低価格です。

#### 3 安全性の保障された薬です

ずっと使用されてきた新薬の成分で作られているので、安心です。

